

「投資信託説明書(交付目論見書)」のご請求・お申込みは…

大和証券

〈販売会社〉

商 号 等 大和証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号

加入協会 日本証券業協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

一般社団法人日本STO協会

管理会社:

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド 管理会社代行サービス会社:

商 号 等 大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

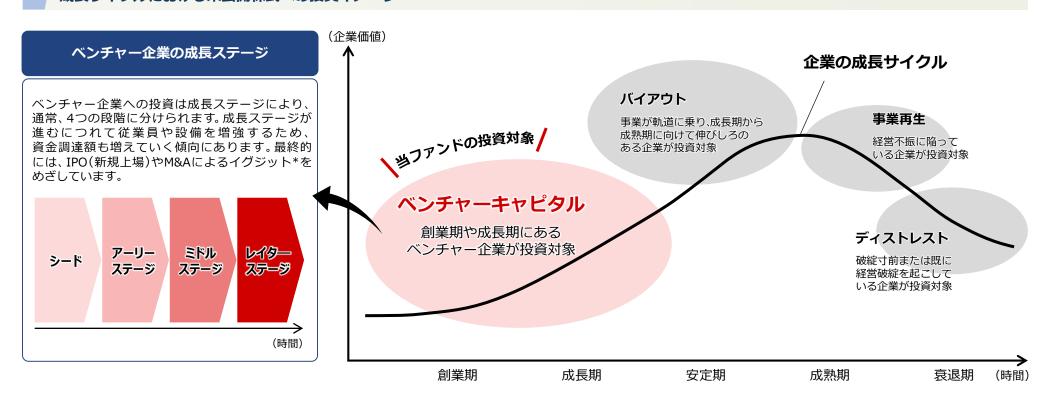
- 01 ベンチャーキャピタルへ投資する意義
- 02 当ファンドについて
- **03** WiLについて
- 04 当ファンドの特色、投資リスク、費用、お申込みメモ

WiL1号、2号は主に機関投資家中心の私募ファンド形態で募集を行いました。

当ファンドは、WiL3号に出資を行う公募ファンドによる募集となります。 投資信託の形で一般のお客さまでもお申込みが可能で、 さらに年1回換金の機会がある画期的な商品です。

- 未公開株式への投資とは
- 未公開株式への投資は、一般的には、投資会社や機関投資家が上場していない企業株式の取得を通して、その企業の経営にかかわることで、企業価値を高め、 最終的には、株式を売却して利益を得ることを目的としています。当ファンドは、その中でもベンチャー企業を投資対象とするベンチャーキャピタルに 実質的に投資します。
- ベンチャーキャピタル等へのオルタナティブ投資は、上場株式や債券といった伝統的な資産への投資との相関が低い傾向があるため、併せ持った場合、ポートフォリオ全体を一定程度、安定させる効果が期待されます。
- 一方で、ベンチャーキャピタル投資は、一般的にリスクが高い傾向があり、投資先企業を選別する目利き力や投資タイミングなどが重要になります。

成長サイクルにおける未公開株式への投資イメージ

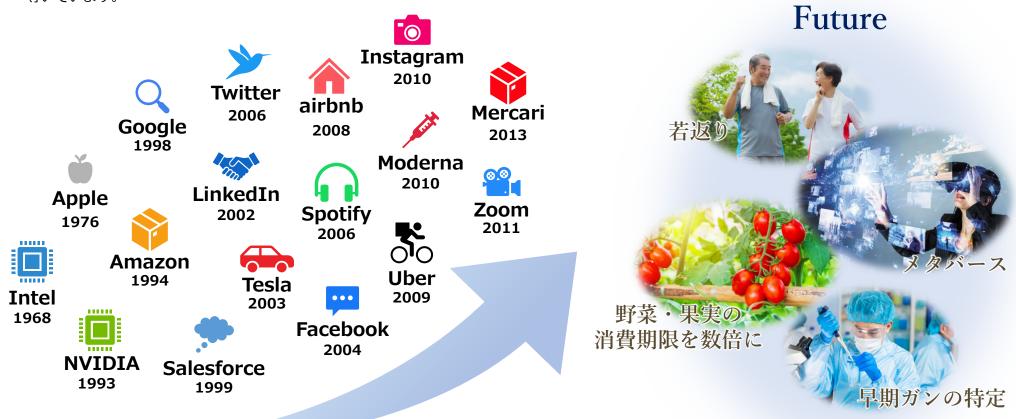


^{*} イグジット…創業者やファンド、投資会社などが第三者に株式を売却したり、IPO(新規上場)をしたりすることにより利益を得ること。 ※上図はイメージです。

(出所)各種資料より大和アセットマネジメント作成

私たちの生活を支える企業をベンチャーキャピタルは支援

■ Zoom、Apple、アルファベット(旧Google)、メタ・プラットフォームズ(旧Facebook)、Salesforceなど、私たちが毎日使用している製品・サービスはいずれもベンチャーキャピタルの支援を受けて成長した企業のものばかりです。ベンチャーキャピタルはこれからの世界を作り上げていく企業を支援し導いています。

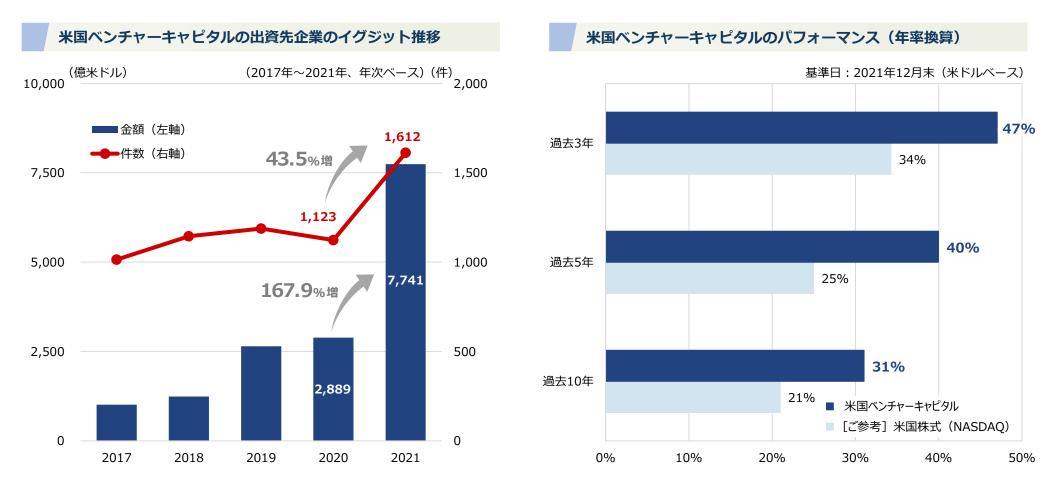


※数字は設立年。Instagramは現在メタ・プラットフォームズ傘下。

これからの世界を作り上げていく企業への支援で未来を創造

ベンチャーキャピタルへの投資

- 2021年における米国ベンチャーキャピタルの出資先企業のイグジット金額は、2020年から167.9%増と飛躍的な伸びを記録しています。イグジットによる 大きなリターンの獲得が期待できることは、成長余地の大きい企業に投資する最大のメリットです。
- 米国ベンチャーキャピタルは、米国株式と比較しても、良好なパフォーマンスを示しています。



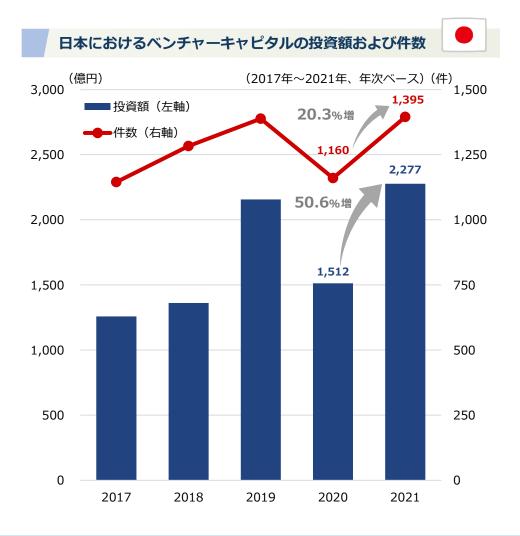
※米国ベンチャーキャピタルのパフォーマンスはThe Thomson Reuters Venture Capital(VC) Indexを使用しています。当インデックスは、ベンチャーキャピタルが出資する非上場企業の価値を包括的に 集約し、米国ベンチャーキャピタル業界のパフォーマンスを追跡するThe Thomson Reuters Venture Capital(VC)Research Indexのパフォーマンスを再現したインデックスです。

(出所) 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター、ブルームバーグ

[※]上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

日本と米国のベンチャーキャピタルの規模は拡大傾向

- ベンチャーキャピタルへの投資は日本、米国ともに年々増加しており、新たな投資先として注目が集まっています。
- コロナ禍がいまだ終息しない中で、2021年の日本におけるベンチャーキャピタルの投資額および件数はコロナ禍以前の水準を取り戻しています。 また、米国における2021年のベンチャーキャピタルの投資額は、2020年からほぼ倍増しており、件数も40.1%増と大幅に記録を更新しました。





一般的なベンチャーキャピタルファンドとの違い

- 未公開株式への投資は、参加者の多くが機関投資家であり、通常、個人のお客さまが投資の機会を得ることはあまりありません。
- 株式市場とは異なり、常に売買の相手が存在するわけではありませんので、一般的に投資期間の途中で換金ができません。また、投資期間が終了しても一部の企業はIPO(新規上場)や、他の投資家への株式売却の目処がたたない場合もあり、その際は投資期間が延長されることもあります。
- ベンチャーキャピタルファンドは、当初赤字の未公開企業の株式に投資することが多いため、運用コストや投資先の評価減により、最初の数年間はファンドパフォーマンスがマイナスとなることが多々あります。しかし、その後、投資先の価値が向上することでファンドの価値も回復していくことが期待できます。

一般的なベンチャーキャピタルファンドのライフサイクルイメージ

ファンド期間(投資期間+回収期間)合計:10年~12年

回収期間(5年~7年)

投資期間に企業価値向上を図ったのち、個別投資先がイグジットすることで 利益を獲得し、当該利益を投資家に分配することとなります。

募集期間(3か月~18か月)

運用会社がファンドに資金を投資してくれる投資家を 募集します。投資家は期間中に投資約束額を決定し、 ベンチャーキャピタルファンドと契約を締結します。

投資期間(4年~6年)

募集した資金をファンドから個々のベンチャー企業に 投資し、それら企業の価値向上のため様々な支援を行います。

募集期間および投資期間中にキャピタル・コール*を実施



当ファンドはここがちがう!

$oxed{1}$ 未公開株式への投資が可能に

通常、機関投資家のみが可能であった未公開株式への 投資が、投資信託の形式で相対的に小口から個人の お客さまにもできるようにしました。

※ファンドスキームについて、詳しくはP7をご覧ください。

当資料中のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

(2) 年1回、換金(買戻し)が可能

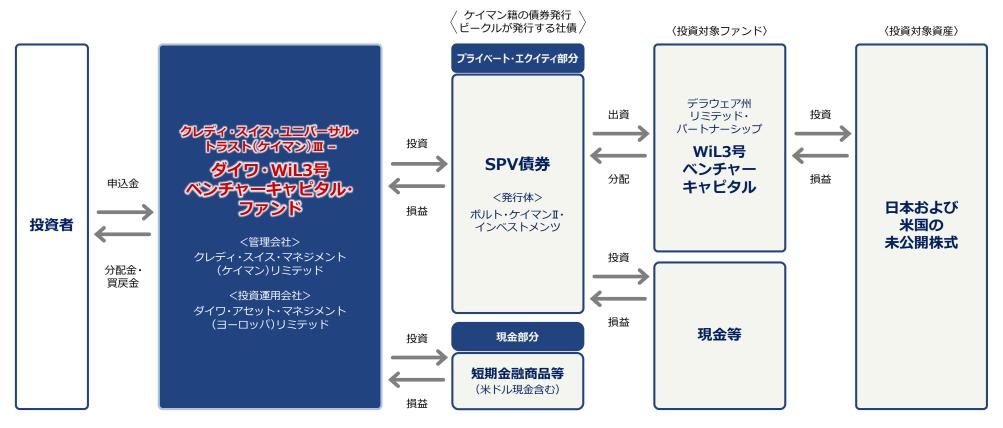
ベンチャーキャピタルファンドは、分配は行われますが、途中売却の仕組みがなく最終償還まで持ち切るのが一般的です。当ファンドにおいては、年1回(12月)の換金(買戻し)の申込期間が設けられています。

※詳しくはP11をご覧ください。

3 投資期間中の都度払込みがない

通常、ベンチャーキャピタルファンドへの投資の場合、 投資案件ごとに資金を払込む必要がありますが、 当ファンドへの投資の場合には募集時の一括での 払込みとなります。

* キャピタル・コールとは「キャピタル=資本」を「コール=要求」するという意味で、ベンチャーキャピタルファンドは期間中に優良な投資プロジェクトを探し、プロジェクトに着手する準備ができた タイミングごとに投資資金の払込みを要求します。投資家は、契約に応じた出資約束金額(キャピタル・コミットメント)に応じて、追加出資を行います。 ※上図はイメージです。 ■ 当ファンドは、ケイマン籍の債券発行ビークル(SPV)が発行する社債を通じて、リミテッド・パートナーシップ(LP)へ投資するスキームです。



※ファンドは主としてSPV債券に投資しますが、実質的な主要投資対象は、日本および米国の未公開株式となります。投資対象ファンドからの分配には元本相当分が含まれる場合があります。 ※ファンド名の一部である「WiL3号ベンチャーキャピタル」は実質的な投資対象である「WiL Ventures Ⅲ, L.P.」を表します。

〈主な投資制限〉

借入れは、原則として、借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。

投資対象ファンド: WiL3号ベンチャーキャピタル (WiL Ventures III, L.P.) の概要 Venture Capital Fund

ジェネラル・パートナー	WiL GP III, L.P.
目標金額	8億米ドル〜10億米ドル
最低出資金額	原則2,500万米ドル
ファンド期間	10年(投資期間は3~5年を想定) 2021年第2四半期に開始
管理報酬	キャピタル・コミットメントに対して、年率2.0%(6年目以降は毎年0.25%ずつ逓減しますが、年率1.5%は下回りません。)
成功報酬	元本を上回る収益に対して20%の成功報酬
投資分野	●TMT(テクノロジー、メディア、テレコム)を中心に、リミテッド・パートナーシップ(LP)企業に関連する技術やサービス ●主に日本、米国のベンチャー企業
投資戦略	 ●日本は幅広い成長ステージの企業に投資することで、大きなリターンの可能性を追求 ●米国は成長ステージが進んだ企業への投資で、確実性の高いリターンを追求 ●ベンチャー事業を創出、または分離することにより、独自のアルファ(付加価値)創造を目指す ●日米の投資比率は50:50を想定(金額ベース) ●案件あたり投資額は100万米ドル〜4,000万米ドルを想定 ●目標リターン倍率は2〜3倍、IRR(内部収益率) 20%+

投資対象ファンド: WiL3号ベンチャーキャピタル(WiL Ventures III, L.P.) の概況

基準日:2021年12月31日

国・地域別比率

投資テーマ

現在の投資テーマはB2B SaaS、フィンテック、Industry 4.0、Eコマース、トランスポーテーション、教育。特にデジタルトランスフォーメーション(DX)に注力しています。

現在の投資テーマ
B2B SaaS
フィンテック
Industry 4.0
Eコマース
トランスポーテーション
教育

今後の追加注目テーマ
健康・食
環境
宇宙
次世代エンターテイメント
プロパティ

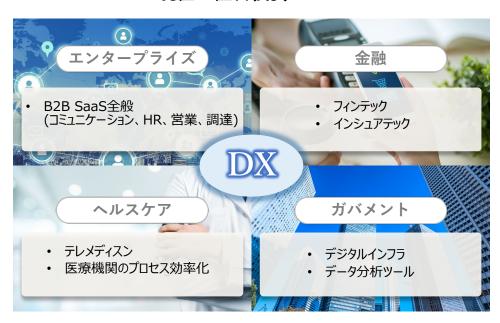
投資先企業の一例	
企業名	概要
アイヴェン(Aiven)	オープンソースなデータプラットフォームを主要なクラウドサービス上に構築しマネージドサービスとして提供するSaaS企業
アールゼロ システムズ(R-Zero Systems)	臨床的にクリーンな共有スペースを作成するために設計された、スマートで持続可能な消毒エコシステムを提供する最初の バイオセーフティテクノロジー企業
ソラコム(SORACOM)	IoTを実現するために必要となるIoTデバイスや通信、アプリケーションなどを、ワンストップで提供するIoTプラットフォーム会社
アップサイダー(UPSIDER)	世の中に新しく生まれるサービスや技術を、お金の面から応援する今までになかった「新しい金融サービス」を提供
オーティファイ(Autify)	AIを用いたソフトウェアテスト自動化ツール「Autify」の開発・提供

※国・地域別比率は投資先企業全体に対する比率(米ドルベース、概算値)です。※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

(出所) WiL、各種資料

DXに注力しつつ、サステナビリティも今後積極的に注力するテーマです

現在の注目投資テーマ



✓ 解決したい課題



etc.

サステナビリティにおける注目投資テーマ



✓ 解決したい課題

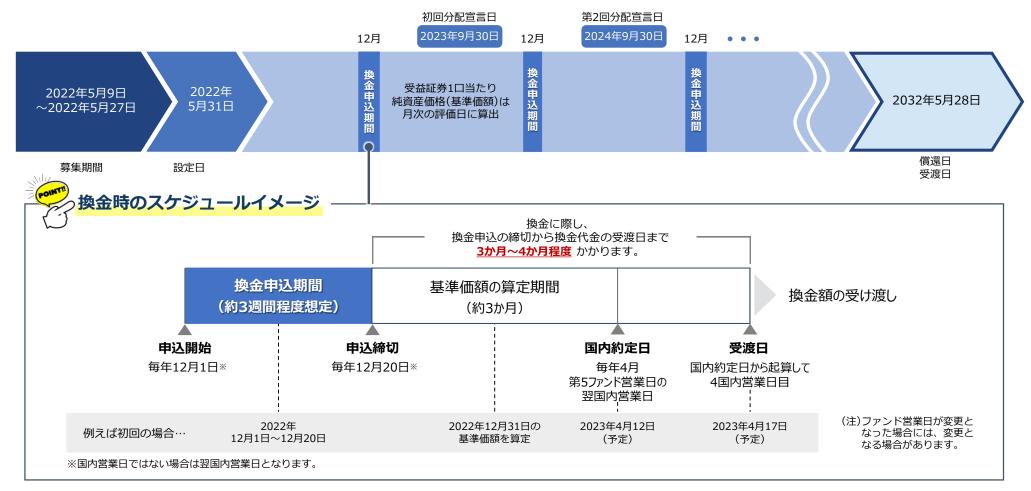
脱炭素社会の実現	持続可能な水利用
最先端の環境技術導入	食の健康

etc.

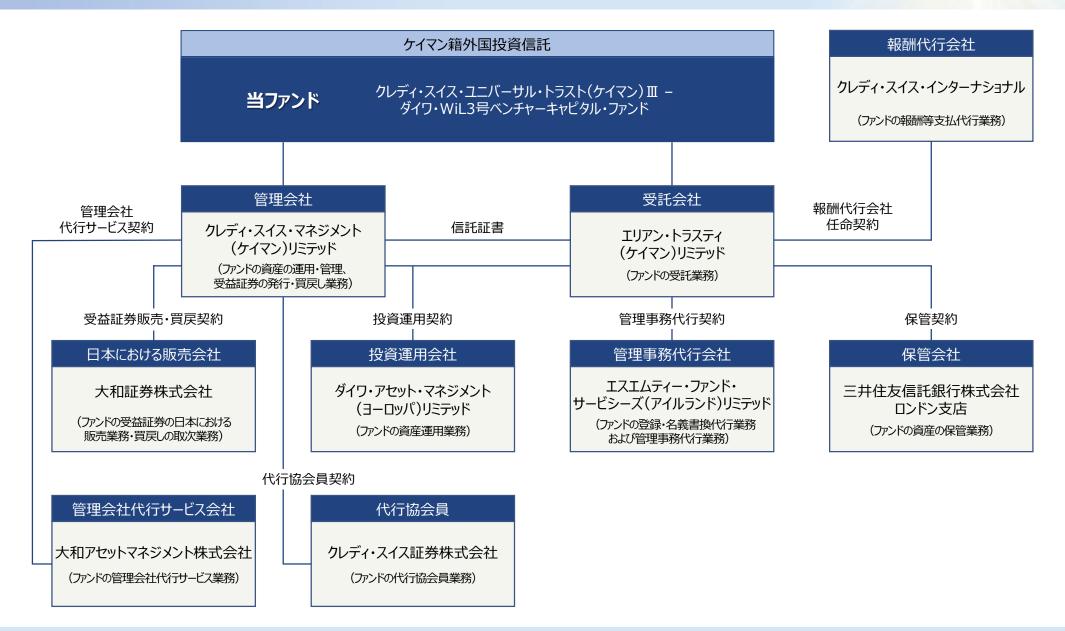
(出所)WiL

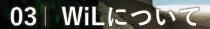
ファンドの募集・設定から償還までのスケジュール

- ベンチャーキャピタルファンドは、途中売却の仕組みがなく最終償還まで持ち切るのが一般的ですが、当ファンドにおいては、年1回(12月)の換金(買戻し) の申込期間が設けられています。
- 当ファンドは、追加募集がない単位型のファンドです。分配方針に基づいて分配金額を決定します。※ただし、管理会社の判断により分配を行わないことがあります。



※管理会社が受託会社と協議の上、別途決定しない限り、買戻日に関連する換金(買戻し)は、設定日に発行された受益証券口数の10%(または管理会社が決定する純資産総額もしくは設定日に発行された受益証券口数に対す る割合)を上限とします。この場合、当該制限は、当該買戻日に換金(買戻し)を希望するすべての受益者が同じ割合で当該受益証券を買い戻すことができるように比例配分して適用されるものとします。詳しくはP23「お申込 みメモ②」の「換金(買戻し)制限」をご参照ください。





豊富なベンチャー企業への投資経験と優れた目利き力に強みを持つ WiL (World Innovation Lab)



会社概要

- WiL(World Innovation Lab)は、2013年に設立された独立系運用会社。
- 日本と米国に拠点を持ち、日米を中心としたベンチャー企業への出資及び事業支援を行っています。国内有数の大手企業とのパートナーシップ、並びに、日米の強固なネットワークを持つ強みを活かし、国内だけでなく世界市場へ挑戦するベンチャー企業を支援しています。
- 運用総資産残高は約19.7億米ドル(約2,265億円)を有しています。 (2021年12月末時点) ※1米ドル=115.02円 (2021年12月31日時点の為替レートのTTM) で換算しています。

WiL Ventures III, L.P. の 3 key-persons



伊佐山 元 ゼネラル・パートナー & CEO Wil参画年: 2013年にWil創業



松本 真尚 ゼネラル・パートナー & 共同創始者 WiL参画年: 2013年にWiL創業



ロブ・シアス ゼネラル・パートナー WiL参画年: 2016年 GPとして米国投資チームを率いる

Career

- 学生時代にウェブデザインとコン サルを行うArchPacificを創業
- 1997年に日本興業銀行に入行。 法人営業、及び市場業務に従事
- 2003年より、米大手ベンチャーキャピタルであるDCMにてパートナーとして、インターネットメディア、モバイル、コンシューマーサービス分野への投資を担当
- シリコンバレーと日本を中心に、ベンチャー企業の発掘と育成に注力。日本にベンチャー精神を普及させるため、日経産業新聞、日経電子版、東洋経済オンライン等メディアへも多数寄稿科学省をはじめ、多くの政府委員や有識な会議のメンバーとしても、チャー振興の提言を続けている

- 学生時代に電脳隊を含めた4社によるジョイントベンチャーPIMを設立
- 2000年にCEOとしてYahoo!JAPAN との合併を指揮。その後、Yahoo! 社長室で戦略投資やYahoo!BBの 立ち上げを指揮し、Yahoo!Shopping 事業部長に就任
- SoftBankのVodafone買収後は、 Yahoo!のモバイル事業部の初代 事業部長とSoftbankモバイルの プロダクト・コンシューマ統括本部長 を兼務
- 2008年にはRD統括本部長として Yahoo!のサービスのフロントエンド の開発を実行
- 2011年からは、Yahoo!のCIO(Chief Incubation Officer)として同社の 新規事業を指揮。他の事業会社との 連携やJVを多数仕掛ける

- Sun Microsystemsにて10年間勤務 し、複数の要職を歴任
- 1996年にNew Era of Networksを 共同創業。COO兼エグゼクティブ・ ヴァイス・プレジデントとして、 創業4年で年間売上2億米ドル規模 に成長させ、後にNASDAQ上場
- 2000年にベンチャーキャピタルの DCMに入社しFortinet、Jaspersoft、 NeoPath Networks、SigFig等への 投資をリード
- 2008年からはScale Venture Partnersのマネジングディレクターを務めBrightRoll(Yahoo!により買収)、HubSpot(NYSE上場)、RingCentral (NYSE上場)等へ投資し取締役を兼務。合計で25社への投資を実行し、うち7社が上場、11社が買収され、投資先の企業価値の合計は420億米ドル



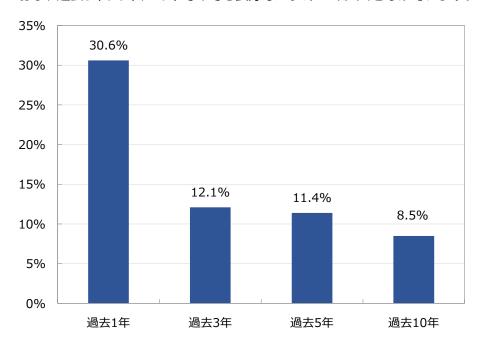
(ご参考)オルタナティブ投資の意義

従来の伝統的資産とは異なる市場収益の獲得が可能

- オルタナティブ投資は、伝統的な投資との相関が低くなる傾向があり、その異なるリターン特性から、市場の変動性の影響を抑制したい投資家にとって有意義な 投資手法で、市場環境が不透明な時においても長期的な投資目標達成に寄与する可能性があります。通常、ベンチャーキャピタルなどのオルタナティブ投資は、 伝統的な投資よりも高い潜在リターンが期待できますが、必要最低投資額が高額であり、多くは非流動的な資産であるため、年金や大学基金の運用、機関投資家 などに投資家が限定されています。
- 当ファンドは、投資信託の形で一般のお客さまでも申込みが可能で、さらに年1回換金の機会がある画期的な商品です。

米大学基金の平均収益率(2021年、年率)

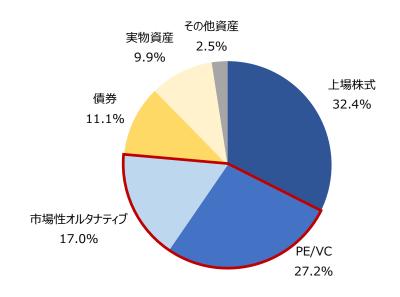
米国の大学基金の運用実績は、全米大学実務者協会(NACUBO)の2021年調査によると、2021年の収益率は30.6%と高いパフォーマンスとなっており、過去3年、5年、10年でみても良好なパフォーマンスをあげています。



米大学基金の平均的資産配分(2021年)

注目されるのが、オルタナティブへの投資で、プライベートエクイティやベンチャーキャピタル(PE/VC)27.2%、ヘッジファンド等と推測される市場性オルタナティブが17%となっています。

ポートフォリオの変動性を抑え、企業収益・企業価値向上を収益の源泉とする資産への配分を高めた結果とも言えます。



(出所) 全米大学実務者協会(NACUBO)、各種資料より大和アセットマネジメント作成

※〈わしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

$oxed{1}$. SPV債券を通じて、主として日本および米国の未公開株式に実質的に投資します。

- ファンドは、SPV債券の取得を通じて、日本および米国の未公開株式^{※1}に投資を行う投資対象ファンドに出資することで、かかる投資成果を享受することを目指します。
 - ※1 日本および米国で事業を行う、日本および米国以外の企業の未公開株式を含みます。
- 投資対象ファンドのジェネラル・パートナー(運用者)は、WiL GP III, L.P.です。
- ファンドは、流動性確保のために短期金融商品等(米ドル現金を含みます。)を保有することがあります。

2、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(以下、(基準価額)といいます。)は月次の評価日に算出されます *2 。

- ※2 原則として、毎年3月、4月、5月の各評価日における基準価額は3月の評価日の約2ヶ月後、毎年6月、7月、8月の各評価日における基準価額は6月の評価日の約2ヶ月後、毎年9月、10月、11月の 各評価日における基準価額は9月の評価日の約2ヶ月後、毎年12月、1月、2月の各評価日における基準価額は12月の評価日の約3ヶ月後に、それぞれ公表されます。
- SPV債券は、SPV債券の計算代理人(クレディ・スイス・インターナショナルまたはその関連会社)により投資対象ファンドが提供する四半期未監査財務書類 または年次監査済財務書類に基づいて作成したレポートを基に評価されます。

3. 毎年9月30日の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。

(注)第1回目の分配宣言日は、2023年9月30日を予定しています。分配の公表は、9月の評価日における基準価額の公表日を予定しています。

分配 方針

原則として、インカム等収益および売買益等から、管理会社がファンドの基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、管理会社の判断により分配を行わない ことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

$oldsymbol{4}$ 、年1回、12月の評価日における基準価額に基づき、買戻しを請求することができます。

■ 買戻しには制限があります(「お申込みメモ②」の「換金(買戻し)制限」をご参照ください)。

ファンドは、日本証券業協会が定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します。特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。ファンドは、SPV債券を通じて、投資対象ファンドであるWiL3号ベンチャーキャピタルに集中して投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドまたはその関係法人に債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配金に関する留意事項

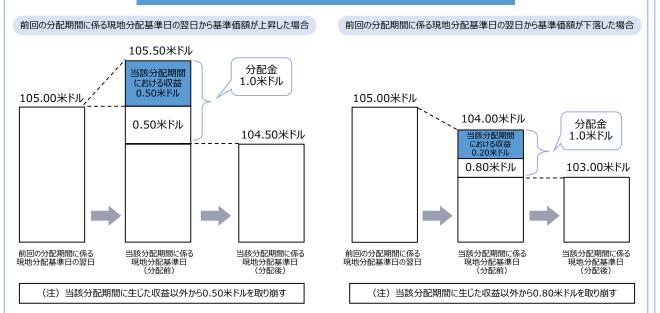
◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、 分配金が支払われると、その 金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が 支払われるイメージ

投資信託の純資産 分配金

◆ 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る現地分配基準日(分配後)における基準価額は、前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、現地分配基準日の翌日から次回の現地分配基準日までの期間をいいます。

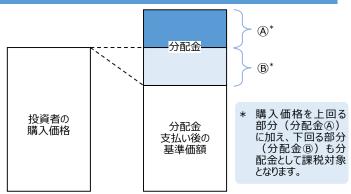
分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



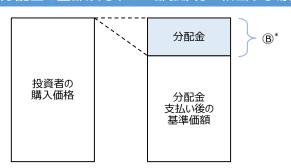
※分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

◆ 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注)分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」を ご覧ください。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、ファンドの基準価額は米ドル建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り 込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって投資元本が保証されているものではなく、 これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。
- ファンドは、SPV債券を通じて、その財産を主として投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

〈主な変動要因〉 ※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

価格変動リスク	原資産の価格が下落した場合、基準価額が下落し、その結果、投資元本を割り込む可能性があります。 債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です。 ファンドが実質的に投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生または懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を 回収できなくなったりすることがあります。これらは基準価額の下落する要因となります。
流動性リスク	実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、基準価額が下落するおそれがあります。投資しているSPV債券については、流通市場が確立されておらず、今後も確立される予定はありません。買戻しに対応してSPV債券を売却する場合、SPV債券を通じて出資している投資対象ファンドの評価に基づくSPV債券の評価により売却価格を決定しますが、需給要因により大きく下方乖離した価格で売却せざるを得ない可能性があります。その場合、ファンドの買戻価格に悪影響を与えます。
為替変動リスク	ファンドは、米ドル建ての投資対象ファンドに投資するため、米ドル貨から投資する場合には、投資対象ファンドに対する為替変動のリスクはありません。 ただし、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少 する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、投資対象ファンドが米ドル以外の通貨建て資産への 投資を行う場合、当該通貨で評価した資産価値が米ドルに対して下落するおそれがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が 予想外に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
集中投資リスク	ファンドが実質的に投資対象とする投資対象ファンドは、投資目的に沿った投資テーマに限定して投資を行うため、投資対象とする国や投資分野が限定され、実質 的に少数の銘柄に集中して投資を行う可能性があります。したがって、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きくなる可能性があります。
その他	買戻資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。 この場合、基準価額が下落する要因となります。

18

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの実質的な投資対象である投資対象ファンドに固有の留意点

ファンドがSPV債券を通じて行う投資対象ファンドへの出資については、通貨価格の変動、金融商品市場における株価の変動、未上場株式その他の有価証券等の価値や評価額の変動、 市場金利の変動等による投資先企業の業績の悪化により、投資対象ファンドの投資収益に悪影響が及び、出資に損失が生じるおそれがあります。投資対象ファンド持分の流通市場は 現在確立されておらず、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとしての地位の流動性は何ら保証されるものではありません。

投資対象ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。投資対象ファンドへの出資ならびに投資対象ファンドの投資目的および投資戦略は、様々なリスクを内包しており、 当該リスクを原因として元本欠損が生じるおそれがあります。実質的に投資対象ファンドに出資するファンドへの投資にあたっては、投資者の責任において、投資対象ファンドへの 出資に伴う様々なリスク等を十分に理解された上で、投資の判断および決定を行っていただくようお願いします。

> ベンチャーキャピタル投資とは、ベンチャー企業やスタートアップ企業など、高い成長が予想される未公開企業に対して出資を行う運用戦略のことを指します。 このベンチャーキャピタル投資を行う投資対象ファンドにて投資が行われる組入会社は、公に取引されたり、または証券取引所に上場したことがない可能性があります。特に、未公開企業には、上場会社に通常適用されるのと同水準の開示や報告義務がないことから、未公開企業への投資は上場企業への投資よりもリスクが高くなります。加えて、未公開企業への投資は、評価が難しく、かつ収益化することが難しいまたは不可能な場合があります。

> 開示について、投資対象ファンドにて投資を行う際に依拠するデューデリジェンス情報は、入手が困難で、その範囲が限定され、または不正確である可能性があります。正式な事業計画、財務予測および市場分析が入手できない場合があります。会社の公開情報は、入手や検証が困難な場合があります。また、投資対象ファンドのジェネラル・パートナーは、特定の情報を取得することに費用がかかりすぎると判断する場合があります。

ベンチャー キャピタル投資に 内在するリスク

一般的に、未公開企業はしばしば高い成長機会を提供する一方で、大企業への投資に通常関連するリスクよりも大きいリスクを伴う場合があります。未公開企業はより限られた商品ライン、市場、財源しかなく、より少数の経営陣に経営を依存している場合があります。結果として、そのような企業は、通常の経済トレンドや特定の市況技術の変化に対してより脆弱である可能性があります。加えて、将来の成長性は当該企業の株式の新規発行か借入れを通じた追加的な資金調達ができるかどうかに左右される可能性があり、資金が必要な時に、借入れができない、または受け入れ可能な条件で借入れできない場合があります。これらの要因は、企業がネガティブな経済や政治動向に迅速に反応することを難しくする可能性もあります。

結果として未公開株式は、事業上および財務上の高いリスクを伴う可能性があり、多額の損失を生じる可能性があります。これらの株式は上場株式よりも流動性が低い可能性があり、投資対象ファンドはこれらのポジションの清算に上場株式の場合よりも長い時間を要する可能性があります。これらの有価証券は、相対取引で転売されることがありますが、その売却により実現した価格は、投資対象ファンドが当初支払った価格よりも低くなる可能性があります。さらに、株式が公開されていない会社は、株式が公開されている会社に適用される開示およびその他の投資家保護要件の対象とならない場合があります。株式が公開されていない会社の多くは、上場会社と比較して財務または経営基盤が脆弱である可能性があり、一般的に、上場会社と比較して信用リスクが高くなっています。

流動性リスク

ファンドが実質的に投資対象とする投資対象ファンドは、流動性が低い可能性が高いと考えられます。流動性の低い市場への投資は、流動性の高い市場よりも 価格変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を流動性の低い市場に投資することは、投資運用会社が希望する価格やタイミングで投資資産を処分できない 可能性があります。

※〈わしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

買戻しに関する リスク	投資対象ファンドでは流動性の低い有価証券に投資を行いますが、そのような有価証券は、有利なタイミングや価格で売却できない場合があるため、既存の受益者に悪影響を与える可能性があります。 投資対象ファンドが保有する未公開株式等を売却する場合、その公正価値と売却価格の乖離が発生することがあり、これにより基準価額が大きく下落することがあります。また、投資対象ファンドが保有する未公開株式等を売却する場合、投資対象ファンドの当該組入証券の市場規模や市場動向によっては、かかる売却が市場実勢を押下げ、結果として投資運用会社は、当初期待される価格より低い価格で売却することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、投資対象ファンドが保有する未公開株式等に未実現利益がある場合、かかる未実現利益が実際の基準価額に反映されておらず、買戻請求を提出した受益者は、その時点におけるかかる未実現利益からの利益を獲得できない可能性があります。一方で、未公開株式等に未実現損失がある場合、かかる未実現損失が実際の基準価額に反映されておらず、買戻請求後に残る受益者は、かかる未実現損失からの損失を将来被る可能性があります。さらに、受益者の要請による大口の買戻しが行われた場合、買戻しに必要な資金を調達するために、投資運用会社は他の方法よりも迅速に、他の方法よりも不利な価格で清算する必要が生じる可能性があります。
受益証券の買戻しの制限	買戻しは年1回の各買戻日にのみ可能であり、また、各買戻日において設定日に発行された受益証券口数の10%(または管理会社が決定するその他の割合)を上限とすることを基本とします。したがって、受益者が希望する数の受益証券を買戻しできない場合があります。受益者が当該買戻日に買戻しを受けることができない場合、次の買戻日までの間にファンドのパフォーマンスが著しく低下し、受益証券1口当たりの換金(買戻し)価額が低くなる可能性があります。
投資対象ファンド の評価	投資対象ファンドは、主として未公開株式に投資するため、関連する評価日とは一致しない可能性がある投資対象ファンドによって作成される、入手可能な最新の年1回の監査済財務書類および四半期ごとに作成される未監査の財務書類に基づき評価され、さらに当該財務書類は評価時点から数か月後に公表されます。したがって、評価日時点のファンドの基準価額は公表時点の純資産価格を表すものではない可能性があります。投資対象ファンドの流通市場は現在確立されておらず、投資対象ファンド持分の評価額は、流通市場での売買価額に基づいたものではありません。投資対象ファンドが投資する投資先企業の業績動向等によっては評価額が急激に変動する可能性もあります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。 投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議 を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

ファンドの費用

当ファンドのご購入時や運用期間中には以下の費用がかかります。(消費税率10%の場合) ※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

※大和証券でお申込みの場合

Venture Capital Fund

◆お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時手数料の額は、購入価額に 3.3% (税込) の率を乗じて得た額とします。
換金(買戻し)手数料	ありません。

(ご参考)

例えば、10,000 口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額=購入価額(1口当たり100.00米ドル)×10,000 口 = 1,000,000 米ドル 購入時手数料=購入金額(1,000,000 米ドル)×3.30 %(税込)=33,000 米ドル

となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額1,033,000米ドルをお支払いいただくこととなります。

◆お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

_	V 65 C 67 Elliphic Central Cen		
	実質的な費用	投資対象ファンドの持分で発生する費用を含めた、ファンドの資産から支払われる実質的な費用は、原則として、純資産総額の年率3.755%程度以内*1を上限とします。 ※1 有価証券届出書提出日(2022年4月20日)現在。今後この数値は見直される場合があります。 (注1)上記に加え、投資対象ファンドの元本を上回る収益に対して20%の成功報酬が課されることがあります。 (注2)投資対象ファンドの組入比率が低下した場合、純資産総額に対する実質的な費用は下回ることがあります。 (注3)投資対象ファンドの費用はキャピタル・コミットメントに対して課されるため、純資産総額によっては上回ることも下回ることもあります。 (注4)保管会社報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。 (注5)SPV債券の費用は想定元本に対して課されるため、純資産総額によっては上回ることもあります。	
	管理報酬等	ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、次の通りです。 原則として、純資産総額の <mark>年率 1.405 % 程度以内^{※2} を上限とします。</mark> ※2 有価証券届出書提出日(2022年4月20日)現在。今後この数値は見直される場合があります。 (注) 保管会社報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。	
	SPV債券	SPV債券の想定元本に対して、 <mark>年率 0.35 %程度^{※3}</mark> ※3 追加でSPV債券の税制調査費が発生することがあります。	
	投資対象ファンドの 持分	投資対象ファンドのキャピタル・コミットメントに対して、 <mark>年率 2.0 %</mark> (6年目以降は毎年 0.25 %ずつ逓減しますが、年率 1.5 %は下回りません。) および上記に加えて、投資対象ファンドの元本を上回る収益に対して 20%の成功報酬	
	その他の費用・ 手数料	上記の報酬のほか、設立費用、監査報酬、目論見書の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等がファンドの信託財産から支弁されます。「その他の費用」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

[※]手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

お申込みメモ1

購入単位	10,000口以上5,000口単位 ※ただし法人のお客さまは、50,000口以上5,000口単位
購入価額	受益証券1口当たり100.00米ドル
購入代金	米ドル貨により、2022年5月30日までに申込金額および申込手数料を支払うものとします。 なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。 (注)円貨での申込みも可能です。この場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。「換金(買戻し)代金」に ついても同じです。
購入の申込期間	2022年5月9日から2022年5月27日まで。
換金(買戻し)単位	1口以上1口単位
換金(買戻し)価額	買戻日※1に適用される基準価額※2 ※1 「買戻日」とは、ファンド障害事由※3が発生していない、2022年12月の最終ファンド営業日(同日を含みます。)以降の毎年12月の評価日※4および/またはファンドもしくは受益証券について管理会社が随時決定するその他の日をいいます。 ※2 原則として、以下の日および/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日に、日本でそれぞれ公表されます。 (i)毎年3月の評価日については、3月31日付投資対象ファンド未監査財務書類※5の公表締切日(3月の評価日の2ケ月後の日の見込みです。)の2ファンド営業日後の翌国内営業日 (ii)毎年4月の評価日については、3月31日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の3ファンド営業日後の翌国内営業日 (ii)毎年5月の評価日については、3月31日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の4ファンド営業日後の翌国内営業日 (iv)毎年6月の評価日については、6月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日(6月の評価日の2ケ月後の日の見込みです。)の2ファンド営業日後の翌国内営業日 (v)毎年7月の評価日については、6月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の3ファンド営業日後の翌国内営業日 (vi)毎年9月の評価日については、6月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の4ファンド営業日後の翌国内営業日 (vi)毎年9月の評価日については、9月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の9月の評価日の2ケ月後の日の見込みです。)の2ファンド営業日後の翌国内営業日 (ii)毎年10月の評価日については、9月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の7アンド営業日後の翌国内営業日 (ix)毎年1月の評価日については、9月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の4ファンド営業日後の翌国内営業日 (xi)毎年1月の評価日については、投資対象ファンド監査済財務書類の公表締切日の12月の評価日の3ケ月後の日の見込みです。)の2ファンド営業日後の翌国内営業日 (xi)毎年1月の評価日については、投資対象ファンド監査済財務書類の公表締切日の3ファンド営業日後の翌国内営業日 (xi)毎年1月の評価日については、投資対象ファンド監査済財務書類の公表締切日の3ファンド営業日後の翌国内営業日

お申込みメモ2

換金(買戻し)価額 (続き)	 ※3「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンド、プライベート・エクイティ部分*7または現金部分*8についてファンドの価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由をいいます。 ※4「評価日」とは、2022年6月の最終ファンド営業日(同日を含みます。)以降の毎月の最終ファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。 ※5「投資対象ファンド未監査財務書類」とは、投資対象ファンドによって作成される四半期ごとの未監査の財務書類をいいます。 ※6「投資対象ファンド監査済財務書類」とは、投資対象ファンドによって作成される年1回の監査済財務書類をいいます。 ※7「プライベート・エクイティ部分」とは、SPV債券を通じて実質的に投資する投資対象ファンド、および投資対象ファンドからのキャピタル・コール等に充当可能な現金の部分をいいます。 ※8「現金部分」とは、短期金融商品等(米ドル現金を含みます。)をいいます。
換金(買戻し)代金	通常、国内約定日 [※] から起算して4国内営業日目から、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、円貨または米ドル貨により支払われます。 ※「国内約定日」とは、換金(買戻し)の注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、買戻日の翌年4月第5ファンド営業日の翌国内営業日)を いいます。
換金(買戻し)の申込締切時間	毎年12月1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から12月20日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)の午後3時(日本時間)までとします。
換金(買戻し)制限	受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、管理会社は買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。管理会社が受託会社と協議の上、別途決定しない限り、買戻日に関連する換金(買戻し)は、設定日に発行された受益証券口数の10%(または管理会社が決定する純資産総額もしくは設定日に発行された受益証券口数に対する割合)を上限とします。この場合、当該制限は、当該買戻日に換金(買戻し)を希望するすべての受益者が同じ割合で当該受益証券を買い戻すことができるように比例配分して適用されるものとします。また、特定の買戻日における1つまたは複数の買戻通知を履行するために必要なファンドの投資対象の清算が実行不可能であると管理会社が受託会社と協議して判断した場合(現金部分および/またはプライベート・エクイティ部分の一部を適時に売却できないことによる場合を含みます。)、またはこれが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は受託会社と協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否する選択をすることができます。この場合、当該制限は、当該買戻日に買戻しを希望するすべての受益者が同じ割合で当該受益証券を買い戻すことができるよう、比例配分により適用されるものとします。 (注)相続等の特別な事由による場合には、別途、日本における販売会社にお問い合わせください。

お申込みメモ3

換金(買戻し)申込受付の 中止および取消し	受託会社は、純資産総額の決定を停止する状況が発生した場合、ファンド障害事由が発生した場合、または、管理会社と協議の上、以下の事由が発生した場合、受益証券の発行(申込み)および買戻しを停止することができます。 ① (x)ファンドの資産の全部もしくは一部の処分ができない、または(y)当該処分金の移転が合理的な方法で実行できないか、もしくは当該処分の実行が投資者の最良の利益にならない可能性のある場合 ② 債券発行体がSPV債券の償還を宣言するか、またはSPV債券の価額の計算を停止した場合 ③ 純資産総額を公正かつ合理的方法により算出できない場合 ④ 受託会社、管理会社および/または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して閉鎖され、または相当に妨げられる場合 ⑤ 受託会社、管理会社および/または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合
ファンド営業日	ニューヨーク、ダブリン、ロンドン、東京において商業銀行が営業を行う各日(土曜日または日曜日以外の日)(ただし、追加で毎月最終暦日がファンド営業日として取り扱われます。)および/または管理会社がファンドに関して随時決定するその他の日およびその他の場所
信託期間	2032年5月28日まで(2022年5月31日当初設定) 管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により存続期間の延長を行う場合があります。
繰上償還 (ファンドの終了)	以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。 1. ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合 2. ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合 3. 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合 4. 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できない、もしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 5. 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できない、もしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 6. ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合 また、以下の強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は、強制的に買い戻されます。 (i)いずれかの評価日の純資産総額が、10,000,000米ドル以下であり、かつ、当該評価日以後、管理会社が影響を受ける全ての受益者に通知を行うことで全ての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合 (ii)管理会社が受託会社と協議の上、全ての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合(管理会社が受託会社と協議の上、最終買戻日より前に投資対象ファンドが早期に終了することを含む理由の如何を問わず、全ての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限られません。)



計算期間末	毎年3月31日
収益分配	年1回(9月30日)の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。ただし、管理会社の裁量で収益の分配を行わない場合があります。
募集金額	上限1億5,000万米ドル
信託金の限度額	上限10億米ドル 管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により上記の金額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。
運用報告書	管理会社は、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投資信託および投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および 運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。 交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。
課税関係	ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	受益証券の申込を行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券 取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

MEMO

大和アセットマネジメント

当資料のお取扱いにおけるご注意

■当資料は大和アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料です。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
■投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。■当資料で掲載した画像等はイメージです。■当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。■分配金額は収益分配方針に基づいて管理会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。■当資料でご紹介した企業はあくまでも参考のために掲載したものであり、個別企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに組入れることを示唆・保証するものではありません。